

告 示

埼玉県告示第六百十四号

測量計画機関である大和ハウス工業株式会社東京本店から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

大和ハウス工業株式会社東京本店

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）、（街区出来形確認測量）、（画地出来形確認測量）

三 作業地域

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、同町大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 作業期間

令和三年八月七日から令和四年十月三十一日まで